

国立大学法人東京農工大学名誉教授に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学名誉教授に関する規程（16教規程第47号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後	備考
<p>国立大学法人東京農工大学名誉教授に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日 16教規程第47号</p> <p>第1条 - 第3条 省略</p> <p>（勤務年数の通算）</p> <p>第4条 第2条の勤務年数については、本学の教授として5年以上在職した者に限り、次の各号に掲げる換算年数を教授としての勤務年数とみなして通算することができる。</p> <p>一 本学の助教授としての勤務年数は、その3分の2の年数、専任講師としての勤務年数は、その2分の1の年数</p> <p>二 本学以外の大学又は教育・研究機関の教授若しくはこれに相当する者としての勤務年数は、その3分の2の年数、助教授若しくはこれに相当する者としての勤務年数は、その2分の1の年数、専任講師若しくはこれに相当する者としての勤務年数は、その3分の1の年数</p> <p>第5条 - 第7条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略</p>	<p>第1条 - 第3条 省略（現行どおり）</p> <p>（勤務年数の通算）</p> <p>第4条 第2条の勤務年数については、本学の教授として5年以上在職した者に限り、次の各号に掲げる換算年数を教授としての勤務年数とみなして通算することができる。</p> <p>一 本学の准教授としての勤務年数は、その3分の2の年数、専任講師及び助教としての勤務年数は、その2分の1の年数</p> <p>二 本学以外の大学又は教育・研究機関の教授若しくはこれに相当する者としての勤務年数は、その3分の2の年数、准教授若しくはこれに相当する者としての勤務年数は、その2分の1の年数、専任講師若しくはこれに相当する者及び助教若しくはこれに相当する者としての勤務年数は、その3分の1の年数</p> <p>第5条 - 第7条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略（現行どおり）</p>	

附 則（19教規程第6号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第4条の准教授としての勤務年数には、学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)の施行以前の助教授としての勤務年数を含むものとする。